

## 緑区遺産の登録に関する要綱

制 定 平成26年7月17日 緑政第 247号

最近改正 平成30年4月1日 緑政第1082号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、緑区内に現存する歴史的・自然的・文化的資源の魅力を広く発信し、それら資源を区民共有の財産として将来に残していくことを目的とする「緑区遺産」の登録について必要な事項を定める。

### (登録の要件)

第2条 登録に当たっては、次の要件を満たすこととする。なお、登録申請は団体によるものとする。

- (1) 緑区内に現存する有形の歴史的・自然的・文化的資源であり、かつ、その価値が地域に認められていること
- (2) 登録について所有者の承諾を得ていること
- (3) 登録する団体により見守りが継続して行われる状況であること
- (4) 登録の目的が政治的でないこと、また、布教目的でないこと

### (登録資源への支援)

第3条 「緑区遺産」に登録された資源について、緑区役所は次による支援を行う。

- (1) 案内標識設置への支援（道路の占用許可申請手続きなど）
- (2) 登録資源のPRに必要と思われる取組への協力（区広報ツールによる発信）
- (3) 設置用看板の提供

### (登録の申請・決定)

第4条 「緑区遺産」への登録申請は、申請書（様式1）により緑区長（以下「区長」という。）に提出する。区長は、申請内容が第2条の内容を満たしていることを確認のうえ登録の可否を決定し、通知書（様式2）により申請者に通知する。

### (登録の期間と更新)

第5条 登録の期間は登録決定日から5年以内とし、更新の申請を行うことで延長できるものとする。なお、その場合の申請方法は別途定める。

### (登録の変更・廃止)

第6条 登録内容に変更が生じたときまたは登録の廃止を求めるときは、申請者が変更・廃止届（様式3）により、速やかに区長に届け出るものとする。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月17日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

## 「緑区遺産」登録申請書

(申請先)

横浜市緑区長

申請者

ふりがな  
団体名

ふりがな  
氏名

住所 〒

電話番号

次について、「緑区遺産」への登録を申請します。

名称	(ふりがな)
所在地	
解説文	※広報に使用する文章です。必要に応じて変更させていただく場合があります。

◆ 団体規約や会員名簿など、団体の概要がわかる書類を添付してください。

【提出・問合せ先】 緑区役所区政推進課広報相談係  
〒226-0013 横浜市緑区寺山町1-1-8 番地  
TEL:930-2219 FAX:930-2225  
E-mail:[md-home@city.yokohama.jp](mailto:md-home@city.yokohama.jp)

(様式2)

第 号  
年 月 日

《団体名・氏名》 様

横浜市緑区長 《区長名》 印

### 「緑区遺産」登録結果通知書

- 次については、「緑区遺産」として登録することに決定しましたので、通知いたします。

名称	
所在地	
登録期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

※ 登録内容に変更が生じた際は、速やかに、変更・廃止届（様式3）をご提出ください。

※ 別紙、「緑区遺産に関するお願い」をお読みください。

- 次については、「緑区遺産」として登録しないことに決定しましたので、通知いたします。

名称	
所在地	
理由	

【問合せ先】 緑区役所区政推進課広報相談係  
〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地  
TEL:930-2219 FAX:930-2225  
E-mail:[md-home@city.yokohama.jp](mailto:md-home@city.yokohama.jp)

(様式3)

年 月 日

### 「緑区遺産」登録内容変更・廃止届

(申請先) 横浜市緑区長

申請者

団体名・氏名

登録内容の変更を届け出ます。

登録の廃止を希望します。



	新		旧	
	申請者情報 ※すべて記入	ふりがな		
団体名				
ふりがな				
氏名				
住所				
電話番号				
登録情報 ※変更点のみ記入	ふりがな			
	名称			
	所在地			
	解説文			

【提出・問合せ先】 緑区役所区政推進課広報相談係  
〒226-0013 横浜市緑区寺山町1-1-8番地  
TEL:930-2219 FAX:930-2225  
E-mail:[md-home@city.yokohama.jp](mailto:md-home@city.yokohama.jp)